

# 論文の内容の要旨

論文題目 行政訴訟における第三者規律

氏名 巽智彦

本論文は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号。以下「行訴法」とする）上の取消判決の第三者効（同 32 条 1 項）および第三者再審（同 34 条）の制度の具体的内容を解明し、行政訴訟の審理過程および判決後の法状態における第三者の法的地位の取扱いの現況を明らかにするとともに（第 1 部）、行政紛争の解決における第三者効の意義を検討することを通じて、その改善のための解釈論、立法論の展望を描くことを目的とするものである（第 2 部）。それとともに、実定法学における「形成」概念の機能の一端を解明し、行政法学における第三者規律のドグマティックの展開の糸口を示すことも、本稿の付随的な目的である。

第三者効と第三者再審は、行訴法によって初めて明文化された。しかし、その具体的な内容は立法当初からさほど明瞭でなく、その体系的な位置づけも今なおはっきりしていない。もちろん、最大判平成 20 年 9 月 10 日民集 62 卷 8 号 2029 頁（土地区画整理事業計画の処分性が肯定された例）の近藤崇晴裁判官補足意見や、最判平成 21 年 11 月 26 日民集 63 卷 9 号 2124 頁（公立保育所を廃止する条例の処分性が肯定された例）の法廷意見が、取消判決の第三者効に明示的に言及したことは、学界にその体系的考察の必要性を認識させるに十分なものであり、現に、取消判決の効力の主体的範囲に関わる多くの論点において、学説は解決の道筋を見出しつつある。とはいえ、それらの諸論点の体系的な関連付けはなお不足しており、新規の問題に遭遇した際に解決の指針を提供することのできるような実用的なドグマティックは、未だ構築されていない。本論文の第 1 部では、我が国の第三者効および第三者再審の制度の沿革を探求し（第 1 章）、その基礎を規定しているドイツの民事訴訟理論にまで遡って検討を進める（第 2 章および第 3 章）ことで、以下のような結論に至った。すなわち、我が国の第三者効は、既判力ではない排除効、すなわち第三者再審制度の反射として規定される擬似的排除効であり、第三者を訴訟に引き込むインセンティブを訴訟当事者に与えることで、裁判所による職権訴訟参加の機能不全を補い、結果的に第三者の手續保障を一定程度改善するという意義を有する（第 4 章）。

他方で、行政法関係においては、多数の、場合によっては不特定の関係者の相互に関係する法的地位が、一つの行為形式によって同時に規律されていることがある。古くから議論されてきたものとしては、いわゆる二重効果的行政行為（収用裁決や競願的許可など）や、名宛人を持たない対物処分（道路の公用廃止決定など）がある。近時では、最高裁による処分

性の拡大傾向の中で、行政計画や条例といった行政行為以外の行為形式による規律にも、注目が集まっている。そして、このような（不特定）多数人に対する規律が行政訴訟において争われる場合には、利害関係人全体に対して同一の実体法状態を通用させること（紛争の画一的解決）が必要とされてきた。換言すれば、こうした行政の行為形式の効力が、利害関係人ごとにまちまちになることは、避けられるべきものと考えられてきた。我が国の第三者効と第三者再審による第三者規律は、こうした紛争の画一的解決を達成する仕組みとしても位置づけることができる。

こうした場面における利害関係人の訴訟法上の取り扱いには、大きく二つのタイプを区別することができる。一つは、利害関係人を参加させることなくしてはその実体法上の地位を裁判によって変動させることを認めず、かつ原告に対する関係でも判決を無効とする規整（「引き込み型」）であり、いま一つは、利害関係人を参加させることなくして、当該利害関係人の実体法上の地位を裁判によって変動させることを認める規整（「効力拡張型」）である。前者の典型は固有必要的共同訴訟であり、後者はいわゆる「対世効」の規整である。「引き込み型」の典型はドイツの必要的参加（*notwendige Beiladung*）に関する判例通説であり、「効力拡張型」の典型はドイツの規範統制手続（*Normenkontrolle*）の一般的拘束力（*allgemeine Verbindlichkeit*）、フランスの越権訴訟認容判決の「対世効」（*effet erga omnes*）および日本の取消判決の第三者効（行訴法 32 条 1 項）である。本論文の第 2 部では、この「引き込み型」と「効力拡張型」との対比を通じて、行政法関係における紛争の画一的解決の仕組みを改善する解釈論、立法論を模索した。具体的には、ドイツにおける「引き込み型」から「効力拡張型」への制度の以降を分析し（第 1 章）、紛争解決の仕組みとして「効力拡張型」が有する特徴を掘り下げたのち（第 2 章）、我が国の行政訴訟における第三者規律のあり方を具体的に問い直している。すなわち、第三者の手続保障のための訴訟継続の通知のあり方、第三者効の弱化、第三者効の範囲の精緻化と拡大について、具体的な解釈論上、立法論上の提言をなしている（第 3 章）。